

家計急変の該当基準と判定方法について

該当基準

- ①令和4年1月から12月までの間の収入が減少していること。
- ②収入が減少した理由が、予期せず家計が急変したことによるものであること。

判定基準

世帯員全員の令和4年分の所得（給与明細，収支内訳等）により経済状態を推定し判定します。

【収入の種類】

給与，事業，不動産，公的年金（非課税のものは除く）

【判定対象者】

世帯全員です。それぞれの収入（所得）で判定します。

【その他】

扶養親族等の人数は，申請時点における状況で判定します。

判定方法

世帯員全員それぞれの，令和4年1月から12月の「任意の1か月の収入」を12倍することで年収に換算して判定します。

※下記の表は例です。申請いただいても必ず給付されるわけではありません。

「任意の1か月の収入」：申請者の選ぶ1か月の給与収入，事業収入，不動産収入，公的年金収入の合計

住民税（均等割）の非課税相当限度額算定表（生活保護基準の級地区分3級地の場合）

世帯の人数	家族構成（例）	非課税相当限度額 （収入額ベース）	月額を目安 （総支給額を確認）	非課税相当限度額 （所得額ベース）
1人	単身	93.0万円	約7.7万円	38.0万円
2人	夫（婦）+子1人	137.8万円	約11.4万円	82.8万円
3人	夫婦+子1人	168.3万円	約14.0万円	110.8万円
4人	夫婦+子2人	209.9万円	約17.4万円	138.8万円
5人	夫婦+子3人	249.9万円	約20.8万円	166.8万円